

平成22年6月9日

会員各位

松本商工会議所
中小企業振興部

源泉徴収研究会開催について（お知らせ）

拝啓 時下益々ご清栄の段お慶び申し上げます。

日頃は当所事業活動にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、従業員や専従者給与の源泉所得税について「納期の特例の承認」を受けている事業主の方は、毎年7月10日までに前半の6ヶ月分を納付することになっております。

つきましては、当所も源泉徴収を行う事業主向けの講習会を下記のとおり開催いたしますので、この機会にご参加下さい。

敬具

記

今年の納付期限は7月10日が土曜日のため**7月12日（月）**です。

| 期日 | 会場 | 時間 |
|---------|-------------------|-----------|
| 7月5日（月） | 松本商工会館（中央 1-23-1） | 午前10時～11時 |
| | 〃 | 午後2時～3時 |
| 7月6日（火） | 本郷公民館（浅間温泉 2-9-1） | 午前10時～11時 |
| | 芳川公民館（野溝東 2-10-1） | 午後2時～3時 |

※持ち物

- ・一人別源泉徴収簿または賃金台帳
- ・納付書
- ・計算用具、筆記用具

以上

< 源泉所得税の納期の特例 >

源泉徴収した所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月10日までに国に納めなければなりません。ただし、給与の支給人員が常時10人未満の事業所は、源泉徴収した所得税を、半年分まとめて納めることができる特例があります。これを源泉徴収税額の特例の納期の特例といいます（所法216、措法41の6）。

この特例の対象となるのは、給与や退職金から源泉徴収をした所得税と、税理士報酬などから源泉徴収をした所得税に限られています。

この特例を受けていると、その年の1月から6月までに源泉徴収した所得税は7月10日、7月から12月までに源泉徴収した所得税は翌年1月10日が、それぞれ納付期限になります。

この特例を受けるためには、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出することが必要です。また、この申請書の提出先は、給与等の支払を行う事務所などの所在地を所轄する税務署となっています。

なお、これらの納付期限が日曜、祝日などの休日に当たる場合にはその翌日が、また、土曜日に当たる場合にはその翌々日が、それぞれ納付期限となります。

担当：松本商工会議所 中小企業振興部
事業グループ Tel 32-5847